

社会的養護経験者へのヒアリング結果

1 目的

子どもの最善の利益を確保するため、社会的養護の下で育った子ども等から、一時保護所や施設での生活の中で感じたことや、自立に向けて必要な支援制度や支援方法の在り方等について聴取し、第3次児童相談体制強化プランや児童相談所の通常業務に反映させる。

2 実施日時

令和2年3月12日～3月27日

3 対象者

児童養護施設または里親への措置、委託経験者 4名（現在措置中の者を含む。）

4 実施形式

対象者が指定する場所で弁護士が直接聴取

※ ただし、札幌市外在住者1名は児童相談所職員が実施

5 ヒアリング結果

【総括】

○児童相談所との関わり

- ・児童相談所職員（一時保護所職員を含む）については、もう少し子どもと関わる頻度を増やして欲しかったとの意見が見られた。

○施設生活や施設職員との関わり

- ・施設内では子どもの権利は守られ、一定の制約はあるが概ね自由に生活することができていると考えられる。

○権利擁護

- ・施設は概ね自分の意見を伝えることができる環境であり、子どもは、自身の権利や思いが守られていたと感じている。
- ・施設職員は、日常相談から進路相談まで、子どもに寄り添って親身に関わるなど、子どもとの信頼関係を構築できていると考えられる。

○その他

- ・地域小規模児童養護施設では個室を持つことができたため、自立に向けた訓練の場となったが、他の施設職員や子どもと会う機会が減ってしまうとの指摘があった。

※ ヒアリング結果等については、別添のとおり。